閲覧用

医療法人社団　研譲会

宮城病院　訪問リハビリテーション

【指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業所】

事業運営規程

医療法人社団　研譲会

宮城病院 訪問リハビリテーション

【指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業所】

事業運営規程

事業所の目的

第１条

宮城病院が開設する、指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、指定訪問リハビリテーションの提供にあたる従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は、要支援状態にある高齢者等（以下「要介護者等」という。）に対し、心身機能の回復又は維持、予防、日常生活上の自立を助けることを目的として、理学療法、作業療法及びその他必要なリハビリテーションを提供することを目的とする。

運営方針

第２条

事業所の従業者は、要介護者等の心身機能の回復又は維持、予防、を図り、日常生活上の自立を助けることを目的とした理学療法、作業療法及びその他必要なリハビリテーションを行う。事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

事業の運営

第３条

指定訪問リハビリテーション(指定介護予防リハビリテーション)の提供にあたっては、事業所の従業員によって行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

事務所の名称等

第４条

事業を実施する事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

名称　　医療法人社団　研譲会
　　宮城病院　訪問リハビリテーション

所在地　　福岡県福津市日蒔野 5 丁目 12 番地の 2

指定番号　福津介 18 号（4010　519　413　県）

従業員の職種、員数、職務内容

第５条

事業所における従業員の職種、員数、職務内容は次のとおりとする。

医師　　：常勤２名

医師は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、要介護者等の心身の状況、病歴及びそのおかれている環境等を踏まえ、理学療法士、作業療法士その他の従業者と共同して、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したリハビリテーション計画を作成するとともに、適切なリハビリテーションが行えるよう、要介護者等の健康状態の把握に努めるものとする。又、事業所の他の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

理学療法士　：常勤７名

運動機能検査、作業能力検査等を基に、要介護者等の心身の況、病歴及びその置かれている環境等を踏まえ、医師と連携してリハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載したリハビリテーション計画書を作成するとともに要介護者等に対して理学療法及び作業療法等、その他必要なリハビリテーションを行うものとする。

営業日及び営業時間

第６条

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

営業日

月曜日～土曜日

国民の祝日、８月１４日から８月１５日

１２月３０日から１月３日迄を除く

営業時間

月曜日～金曜日

午前１０時から午後５時３０分

土曜

午前９時から午後１２時３０分

事業所のやむをえない都合等により提供が困難な場合は提供することがある。また、利用者の状況、都合により、曜日や時間の変更に対応することがある。

利用料等

第７条

指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定訪問リハビリテーションが、法定代理受領サービスがあるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

介護報酬の告示額(令和７年４月１日時点)

※１単位(20 分)

訪問リハビリテーション費　　308 点

介護予防訪問リハビリテーション費　　298 点

※地域区分(福津市：6 級地):1 単位単価：10.33 円

訪問リハビリテーション費(1 単位／20 分)

1 割：318 円　2 割：636 円　3 割：954 円

介護予防訪問リハビリテーション費

1 割：308 円　2 割：616 円　3 割：924 円

次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定リハビリテーションに要した交通費は、その実費とし重要事項説明書の説明の際に利用者に説明を行う。

指定地域外は一回につき５００円

キャンセル料

ご利用日の前営業日の 16 時 30 分までにご連絡いただいた場合

無料

ご利用日の前営業日の 16 時 30 分までにご連絡がなかった場合

介護保険にて定める料金の 50％

通常事業の実施地域

第８条

通常の事業の実施区域は、福津市・宗像市・古賀市とする。

緊急時における対応方法

第９条

事業者は､利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。また、利用者の病状急変や事故が生じた場合、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、指示を求める等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に連絡する。

前項の事故の状況及び事故に際して取った処置については速やかに記録するものとする。

事業者は利用者対する指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

苦情処理

第１０条

管理者は提供した指定訪問リハビリテーションに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ利用者及び家族に説明するものとする。

非常災害対策

第１１条

従事者は地震及び火災等の非常災害に際して、要介護者等の人名の安全確保を最優先とした避難、誘導等の措置をとらなければならない。

従事者は消火器、消火栓等の消火設備、救急品、非難具等の備え付け場所ならびにその使用方法を熟知しておかなければならない。

従事者は非常災害を発見、又はその発生の危険性を察知したときは、臨機の措置をとるとともに当該状況を管理者もしくは他の従業者に連絡し、所轄消防機関等に通報するなど適切な措置によりその被害を最小限にとどめるように努めなければならない。

個人情報の保護

第１２条

事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

事業者が得た利用者の個人情報については､事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする

虐待防止に関する事項

第１３条

事業所は利用者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じるものとする。

・虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

・利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

・その他虐待防止に必要な措置

事業所はサービス提供中に、当該事業所従事者または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

身体拘束等の適正化

第１４条

事業所は利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わない。

身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

その他の運営に関する事項

第１５条

事業所は、従業者の資質の向上を図るために、研修の機会を次のとおり設けることとし、これに係る業務体制を整備する。

採用時研修：採用後１ヶ月以内

継続研修　：年２回

従業者は、業務上知り得た要介護者等又はその家族の情報を守秘する。

事業者は、従業者であった者に業務上知り得た要介護者等又はその家族の情報を守秘させるため、従業者でなくなった後においても、

これらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は病院長との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、令和１年６月２７日から施行する

この規程は、令和４年７月１日～改訂施行する

この規定は、令和６年６月１日～改訂施行する

この規程は、令和７年７月１日～改訂施行する